



Title	<翻訳>中国における商業賄賂罪：沿革、現状及び課題
Author(s)	于, 改之; 孫, 文
Citation	阪大法学. 2024, 74(2), p. 227-260
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/97629
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

中国における商業賄賂罪

——沿革、現状及び課題——

于 改之

孫 文／訳

商業賄賂は商業活動においてよく発生する違法行為であり、民事責任、行政責任、(公務員に対する)懲戒処分、あるいは刑事責任を引き起こす可能性がある。商業賄賂には広義と狭義がある。広義の商業賄賂には、非公務性の商業賄賂(事業者間の商業賄賂)と公務性の商業賄賂(公務員の職務行為に関する商業賄賂)が含まれるが、狭義の商業賄賂は前者のみを指す⁽¹⁾。そして、商業賄賂罪にも広義と狭義がある。狭義の商業賄賂罪は、中国の現行刑法第163条(非公務員収賄罪)と第164条(非公務員に対する贈賄罪)、すなわち非公務性の商業賄賂罪に限られている。一方、広義の商業賄賂罪には、上記二罪のほかに、刑法第380条～第393条に規定されている収賄罪、組織体収賄罪、贈賄罪、組織体贈賄罪、賄賂仲介罪などの公務性の商業賄賂罪が含まれる。本報告は広義の「商業賄賂」を取り扱い、立法の沿革、現状と課題の三つの側面から中国刑法における商業賄賂罪について検討する。

一 中国の商業賄賂罪の立法発展

中国の商業賄賂罪の刑事立法は簡素なものから精密なものへ、粗雑なものから豊かなものへという変遷過程を経てきた。

資 料

(一) 1979年刑法

中華人民共和国が成立して以来、国家は長期にわたって計画経済体制の下にあり、経済形態は国有経済と集団経済を主としていた。非公務性の商業賄賂の基盤が存在しなかったため、1979年刑法は贈賄罪と収賄罪を規定するのみで、非公務員に関する賄賂罪については空白であった。

(二) 1997年刑法

いわゆる社会主義市場経済の確立に伴い、1997年刑法は1979年刑法の規定を基礎として、会社・企業職員収賄罪、会社・企業職員に対する贈賄罪、賄賂仲介罪などの賄賂犯罪を増設し、商業賄賂罪の基本構造を形成した。公務員に対する賄賂罪の法定刑の方が、非公務員に対する賄賂罪の法定刑より高い水準であった。

(三) その後の刑法改正の概要

その後、一連の改正法を経て、中国の商業賄賂罪の立法は徐々に整いつつある。

1. 刑法改正法（六）2006年

従来の規定に、「他の組織体の職員」を第163条非公務員収賄罪、及び、第164条非公務員に対する贈賄罪の行為主体として新たに追加した。

2. 刑法改正法（八）2011年

第164条に第2項を増設し、外国公務員、国際公共団体の職員に対する贈賄罪を刑法の規制範囲に組み入れた。

3. 刑法改正法（十一）2021年

第163条非公務員の収賄罪の法定刑を、従来の「5年以下の有期徒刑または拘役」と「5年以上の有期徒刑」の2段階から、「3年以下の有期徒刑または拘役」、「3年以上10年以下の有期徒刑」、「10年以上の有期徒刑または無期徒刑」の3段階に改正し、公務員の収賄罪の法定刑とほぼ同じ水準にした。

4. 刑法改正法（十二）2023年

2023年12月29日、第14期全国人民代表大会常務委員会第7回会議において

「刑法改正法（十二）」が審議・可決され、2024年3月1日から施行されている。

（四）「刑法改正法（十二）」の主な内容

今回の改正法は、主に賄賂犯罪の取締りと民間企業の財産権の平等な保護の観点に基づいて整備されている。具体的には、主に贈賄、及び、民間企業内部の人の腐敗に関連する犯罪規定をめぐってさらなる改善が行われた。

1. 贈賄犯罪の改正・整備

贈賄罪に関しては、第387条組織体収賄罪、第390条贈賄罪、第391条組織体に対する贈賄罪及び第393条組織体贈賄罪について改正があり、具体的には以下の通りである：

（1）贈賄罪の改正

刑法第390条について、「刑法改正法（十二）」は主に3つの側面の改正を行っている。第一に、贈賄罪の最初の2つの法定刑段階を「5年以下の有期徒刑又は拘役」、「5年以上10年以下の有期徒刑」から「3年以下の有期徒刑又は拘役」、「3年以上10年以下の有期徒刑」に改正した。第二に、複数回の贈賄、複数人への贈賄、公務員への贈賄など情状を理由に重く処罰する7種類の規定を第390条に増設した。第三に、第390条第3項の「重大事件の解決に重要な役割を果たした場合」を「捜査の突破、重大事件の解決に重要な役割を果たした場合」に修正した。

改正前の規定	刑法改正法（十二）
<p>第390条【贈賄罪の処罰規定】①贈賄罪を犯した者は、5年以下の有期徒刑又は拘役に処し、併せて罰金を科す。贈賄により不正な利益を得、情状が重大な場合、又は国家の利益に重大な損失を与えた場合、5年以上10年以下の有期徒刑に処し、併せて罰金を科す。情状が特に重大な場合、又は国家利益に特に重大な損失を与えた場合、10年以上の有期徒刑又は無期懲役に処し、併せて罰金を科すか、又は財産を没収する。</p>	<p>刑法第390条を以下の通り改正する。 「①贈賄罪を犯した者は、3年以下の有期徒刑又は拘役に処し、併せて罰金を科す。贈賄により不正の利益を得、情状が重大な場合、又は国家の利益に重大な損失を与えた場合、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、併せて罰金を科す。情状が特に重大な場合、又は国家の利益に重大な損失を与えた場合、10年以上の有期徒刑又は無期懲役に処し、併せて罰金を科すか、又は財産を没収する。</p>

資 料

②贈賄者が訴追される前に自発的に贈賄行為を自白した場合、処罰を軽くするか、又は減輕することができる。そのうち、犯罪が比較的軽い場合、重大事件の解決に重要な役割を果たした場合、又は重大な功績があった場合〔翻訳者註：刑法第79条の法定減輕事由〕、処罰を減輕又は免除することができる。

②次の状況のいずれかに該当する場合は、重く処罰する。

(1) 複数回にわたり賄賂を贈る、又は、複数人に賄賂を贈った場合。

(2) 公務員が賄賂を贈った場合。

(3) 国家重点プロジェクト、重要プロジェクトにおいて賄賂を贈った場合。

(4) 職務の取得、職級の昇進、調整のために賄賂を贈った場合。

(5) 監察、行政法執行、又は司法公務員に対して賄賂を贈った場合。

(6) 生態環境、財政・金融、安全生産、食品・薬品、防災・災害救助、社会保障、教育、医療などの分野で賄賂を贈り、違法犯罪活動を実施した場合。

(7) 違法所得を賄賂に用いた場合。

③贈賄者が訴追される前に自発的に贈賄行為を自白した場合、処罰を軽くするか、または軽減することができる。そのうち、犯罪が比較的軽い場合、又は、重大事件の捜査突破や解決に重要な役割を果たした場合、若しくは重大な功績があった場合、処罰を軽くし、又は免除することができる。」

上記の変更は、主に以下の考慮に基づいている：

その一、刑法385条の収賄罪の法定刑との調和

改正前の刑法では、収賄罪の法定刑は「3年以下の有期徒刑または拘役」、
「3年以上10年以下の有期徒刑」、「10年以上の有期徒刑または無期」の3段階であるが、贈賄罪の最初の2段階の法定刑は「5年以下の有期徒刑または拘役」、
「5年以上10年以下の有期徒刑」となっていた。そのため、収賄罪の最初の2段階の法定刑と贈賄罪のそれとを比較すると、収賄罪と贈賄罪の法定刑の「重さが逆転している」状況が生じている。

贈賄罪と収賄罪は対向犯であり、侵害する法益は同じであるが、通常、各国の刑法は贈賄罪の法定刑を収賄罪よりも低く設定している。これは主として、非公務員である贈賄者の贈賄行為が国家行政のシステムを直接的に破壊することではなく、国家行政システムの正常な運営を直接的に破壊するのは、収賄罪の主体である公務員の職務上の便宜を利用した行為だからである。また、贈賄罪

の法定刑が収賄罪に比べて高い場合、公務員に対する厳しい要求の姿勢を示すことが難しくなってしまう。そこで、「刑法改正法（十二）」では、贈賄罪の法定刑を調整し、収賄罪との調和を保つようにした。当然ながら、贈賄罪に比べて収賄罪の方が法益に対する侵害がより直接的で緊迫であることを考慮すると、収賄行為はより高い非難可能性を持つ。我が国の歴史的伝統も、常に「贈賄は軽く収賄は重くすべし」としており、司法解釈における贈賄罪の立件基準額も収賄罪の立件基準額より高く設定されている。したがって、今後も贈賄罪の法定刑の配置を調整し、その法定刑が収賄罪の法定刑よりも低くなるようにする必要がある。

その二、一部の重大な贈賄状況に対する刑事責任追及の強化

2021年9月、中央紀律検査委員会国家監督委員会と中央組織部、中央統一戦線部、中央政法委員会、最高人民法院、最高人民検察院は共同で「収賄・贈賄の一斉捜査の一層の推進に関する意見」を発表し、以下のことを要求した。

「贈賄行為を断固として取り締まる。複数回にわたる贈賄、巨額の贈賄及び複数人への贈賄、特に党の第18回代表大会後も終息せず継続し続けている行為を重点的に取り締まり、また、党員と公務員が贈賄したもの、国家の重要業務、重点プロジェクト、重大プロジェクトに関して贈賄したもの、組織人事、規律執行・法執行・司法、生態環境保護、財政・金融、安全生産、食品・薬品、災害救援支援、養老・社会保障、教育・医療などの分野で贈賄したもの、重大な商業賄賂行為を実施する」ことを重点的に取り締まる。

今回の改正は、この意見を受けたもので、重点的に取り締まらなければならない贈賄行為に対して、事実上、処罰をさらに強化するものである。また、贈賄者に上記のような諸事情がある場合には、司法職員は、贈賄者が自ら事件の事実について供述するなどの事情があるという理由だけで同人に対して比較的緩慢な量刑を採用することはなく、贈賄者を寛大に取り扱うことを避け、それによって贈賄者の射幸心を抑制することが可能となる。

その三、監査手続との連携

現行の刑法では、重大事件の解決にとって「重要な役割」を果たしたという理由による処罰の減軽又は免除という規定の適用について、条文の「解決」と

資 料

いう表現から、その対象が主に刑事訴訟手続に限定されていた。そのため、監察機関が展開する捜査手続には及ばず「監察法」との間の連携に一定の不適切さが生じており、事件の真相究明に不都合となる状況があった。「刑法改正法（十二）」は、本条項を「捜査突破や解決」に改正し、刑事訴訟手続と監察手続との連携を実現し、関連する犯罪事実の究明に有利になるものとした。

また、特定公務員への贈賄の加重処罰については、2016年に施行された「汚職賄賂刑事事件の処理における法律適用の若干の問題に関する解釈」（以下、「汚職事件処理の解釈」とする）において、司法公務員への贈賄に限られ、かつ贈賄者が司法の公正に影響を与える危害の結果を要求した場合のみ、加重処罰の対象となると評価されてきた。これに対し、「刑法改正法（十二）」では、加重処罰される贈賄の相手方を司法公務員だけではなく監察公務員、行政法執行公務員にまで拡大し、かつ、法執行、司法公正に影響を与えるという結果要件を削除し、特定公務員に対する贈賄の犯罪行為を厳しく取り締まることを体现した。

（2）組織体に対する贈賄罪の改正

改正法は、刑法第391条の組織体への贈賄罪について、従来の法定刑幅以外に、「情状が重い場合、3年以上7年以下の有期懲役に処し、併せて罰金を科す」を加えて、2つの法定刑の段階を設けることにした。

改正前の規定	刑法改正法（十二）
<p>第391条【組織体に対する贈賄罪】① 不正な利益を得るために、国家機関、国有会社、企業、組織体、人民団体に財物を与えた場合、又は経済取引において、国家の規定に違反し、各種名義の割戻金、手数料を与えた場合、3年以下の有期懲役又は拘役に処し、併せて罰金を科す。</p> <p>②組織体が前項の罪を犯した場合、組織体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対して、前項の規定に基づき処罰する。</p>	<p>六、刑法第391条第1項を、「①不正な利益を得るために、国家機関、国有会社、企業、組織体、人民団体に財物を与えた場合、又は経済取引において、国家の規定に違反し、各種名義の割戻金、手数料を与えた場合、3年以下の有期懲役又は拘役に処し、併せて罰金を科す。情状が重い場合、<u>3年以上7年以下の有期懲役に処し、併せて罰金を科す。</u></p> <p>②組織体が前項の罪を犯した場合、組織体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対して、前項の規定に基づき処罰する」に改正する。</p>

(3) 組織体贈賄罪の改正

刑法第393条の組織体贈賄罪の法定刑を従来の「5年以下の有期徒刑又は拘役」から「3年以下の有期徒刑又は拘役」と「3年以上10年以下の有期徒刑」の2段階に調整した。

改正前の規定	刑法改正法（十二）
<p>第393条【組織体贈賄罪】組織体が不正な利益を得るために賄賂を贈り、又は国の規定に違反し、公務員に割戻金、手数料を与え、情状が重い場合、組織体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対して、5年以下の有期徒刑又は拘役に処し、併せて罰金を科す。贈賄により取得した違法所得が個人の所有に帰する場合、本法第389条、第390条の規定により有罪とし、処罰する。</p>	<p>刑法第393条を、「組織体が不正な利益を得るために賄賂を贈り、又は国の規定に違反し、公務員に割戻金、手数料を与え、情状が重い場合、組織体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対して、3年以下の有期徒刑又は拘役に処し、併せて罰金を科す。情状が特に重い場合、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、併せて罰金を科す。贈賄により取得した違法所得が個人の所有に帰する場合、本法第389条、第390条の規定により有罪とし、処罰する。」と改正する。</p>

この変更は主に次の2つの点に基づいている：

その一、刑法第390条に規定されている贈賄罪の法定刑との調和

改正前の刑法では、贈賄罪の法定刑は「5年以下の有期徒刑又は拘役」、「5年以上10年以下の有期徒刑」、「10年以上の有期徒刑又は無期徒刑」の3段階であるが、組織体贈賄罪は「5年以下の有期徒刑又は拘役」のみで、両罪の法定刑には大きな差がある。もちろん、組織体の責任は全体の責任であり、具体的な個々人の責任追及の程度はやや低下しているものの、組織体が実施した違法行為と自然人が実施した違法行為には大きな差異が存在しないので、法定刑にも過度に大きな差異が存在すべきではない。両罪の法定刑の差が大きいことは処罰の隙間を招きかねない。例えば、贈賄者が組織体名義で賄賂を贈る場合、重い処罰を回避することができるので、事件処理のバランスを失ってしまう。実際、組織体の賄賂の名目で個人の賄賂行為を弁護するということが、多くの賄賂事件における弁護側の方針になっている。そのため、実務では、組織体の名義、組織体の利益を要件として求めるだけでなく、組織体の意思を示すことなども要求することで、組織体贈賄罪の成立範囲を制限せざるを得ない。しか

資 料

し、この限定は、逆に組織体の犯罪の成立範囲を過度に制限し、組織体と直接責任者が共に処罰される組織体犯罪において、組織体によるものと認定されるべき行為が組織体と無関係の個人の行為と認定され、組織体がしかるべき制裁を受けず、本罪が無意味になりかねない事態を招く。そのため、改正法は、贈賄罪の法定刑を調整するとともに、組織体贈賄罪の法定刑もそれに応じて調整し、組織体贈賄罪の法定刑の幅を増やし、それが贈賄罪の法定刑と調和するようにした。これによって、組織体責任と個人責任の非難可能性の違いに配慮しながらも、処罰の隙間を補おうとした。

その二、現行の刑法第164条に規定されている非公務員への贈賄罪の法定刑との調和

我が国の現行刑法における公務員賄賂罪の法定刑は全体的に商業賄賂罪のそれより高いということが前提となっているが、第393条の組織体贈賄罪は間違いなくその中で「異質」なものであった。組織が公務員に対して賄賂を贈った場合、その主管者及びその他の直接責任者の法定最高刑は5年の有期懲役にとどまる。他方、組織が非公務員に対して賄賂を贈った場合、刑法第164条によれば、その主管者及びその他の直接責任者を最高で懲役10年に処することができる。特に公務員に対する厳しい要求を考えれば、このような違いは明らかに受け入れがたい。同時に、司法の実践から見ると、現在、公務員に対する組織体の贈賄罪よりも、法定刑がより高く設定されているはずの非公務員に対する贈賄罪の方が、量刑としては、かえって軽くなっている。この現象は、立法と司法の実践が制度的分裂を見せていることを意味する。このため、改正法では、組織体贈賄罪の法定刑について、最高5年の有期懲役刑だったものから、「3年以下の有期懲役または拘役」と「3年以上10年以下の有期懲役」の2つの段階に改正し、第164条の非公務員への贈賄罪の法定刑の配置とほぼ同じにした。

(4) 組織体収賄罪の改正

第387条の組織体収賄罪について、「刑法改正法（十二）」は従来の「5年以下の有期懲役又は拘役」の1段階から「3年以下の有期懲役又は拘役」「3年以上10年以下の有期懲役」の2段階に調整する。

前述の通り、第391条の組織体に対する贈賄罪について、「刑法改正法（十
（阪大法学）74（2-234） 568〔2024.7〕

二)」では、従来の「3年以下の有期懲役又は拘役」の上に「3年以上7年以下の有期懲役」という段階が増設される。

改正前の規定	刑法改正法（十二）
<p>第387条【組織体収賄罪】 国家機関、国有会社、企業、組織体、人民団体が他人の財物を要求、不法に収受し、他人のために利益を得、情状が重い場合、組織体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対して、<u>5年以下の有期懲役又は拘役に処する。</u></p>	<p>四、刑法第387条第1項を、「国家機関、国有会社、企業、組織体、人民団体が、他人の財物を要求、不法に収受し、他人のために利益を得、情状が重い場合、組織体に対して罰金を科し、かつ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対して、<u>3年以下の有期懲役または拘役に処し、情状が特に重い場合、3年以上10年以下の有期懲役に処する</u>」に改正する。</p>

上記の改正は、主に贈賄罪、組織体贈賄罪の法定刑の改正と調和するもので、贈賄犯罪を厳しく処罰する精神を徹底し、組織体の収賄、組織体に対する贈賄という犯罪行為に対する処罰を強化するためのものである。

改正の第一の理由は、組織体贈賄罪の法定刑が見直されたため、それに応じて贈賄と収賄の軽重が転倒するような事態を避けるように組織体収賄罪を調整する必要があるということである。

もう一つは、贈賄罪と組織体に対する贈賄罪についていえば、両者の行為対象はいずれも公権力主体であり、本来、法定刑に大きな差があってはならない。したがって、贈賄者が組織体への贈賄の名目を偽って、比較的軽い処罰である組織体に対する贈賄罪が適用されるようにするといった事態を避けなければならないという理由である。

2. 民間企業における内部者の汚職罪に関する是正

「刑法改正法（十二）」による民間企業内部職員の腐敗関連犯罪の改善に対する改正が関わるのは、刑法第165条同類営業不法経営罪、第166条親戚友人不法図利罪、第169条国有資産不正換算売却罪である。

（1）犯罪主体の広がり

「刑法改正法（十二）」によって、第165条同類営業不法経営罪の犯罪主体が従来の「国有会社、企業の取締役、支配人」から「国有会社、企業の取締役、監事、高級管理者」に改正されたほか、同条と第166条親戚友人不法図利罪、

資 料

第169条国有資産不正換算売却罪の従来の犯罪主体である「国有会社、企業又はその上級主管部門」の関係者が、民营企业、企業の関係者にまで拡大された。ただし、同類営業不法経営罪と、親戚友人不法図利罪の2つの罪については、非国有会社、企業の内部職員が主体の場合、同人らが「法律、行政法規の規定に違反する」という前提の下で関連行為を実施した場合にのみ、犯罪を構成することとした。

改正前の規定	刑法改正法（十二）
<p>第165条【同類営業不法経営罪】国有会社、企業の取締役、支配人が職務上の便宜を利用して、自己又は他人のためにその在任する会社、企業と同種の営業を営み、不法利益を獲得し、金額が巨額である場合、3年以下の有期徒刑又は拘役に処し、併せて又は単独の罰金を科す、金額が特に巨額な場合は、3年以上7年以下の有期徒刑に処し、併せて罰金を科す。</p>	<p>一、刑法第165条に第2項を増設し、同条を「①国有会社、企業の取締役、<u>監事、高級管理者</u>は、職務上の便宜を利用して、自己又は他人のためにその在任する会社、企業と同種の営業を営み、不法利益を獲得し、金額が巨額な場合、3年以下の有期徒刑又は拘役に処し、併せて又は単独の罰金を科す、金額が特に巨額な場合は、3年以上7年以下の有期徒刑に処し、併せて処罰金に処する。</p> <p>②<u>その他の会社、企業の取締役、監事、高級管理者が法律、行政法規の規定に違反し、前項の行為を実施し、会社、企業の利益に重大な損失を与えた場合、前項の規定に基づき処罰する</u>」に改正する。</p>
<p>第166条【親戚友人不法図利罪】国有会社、企業、組織体の職員が、職務上の便宜を利用して、次の各号に掲げる状況のいずれかに該当し、国家の利益に重大な損失を与えた場合、3年以下の有期徒刑または拘役に処し、併せて又は単独の罰金を科す。国家の利益に特に重大な損失を与えた場合、3年以上7年以下の有期徒刑に処し、併せて罰金を科す：</p> <p>（1）本組織の営利業務を自分の親戚や友人に経営させた場合</p> <p>（2）市場より明らかに高い価格で自己の親戚や友人が経営管理する組織から商品を購入し、又は市場より明らかに低い価格で自己の親戚や友人が経営管理する組織に商品を販売した場合</p> <p>（3）自分の親戚や友人が経営管理する組織から不合格商品を仕入れた場合。</p>	<p>二、刑法第166条に第2項を増設し、同条を「①国有会社、企業、組織体の職員が、職務上の便宜を利用し、次の各号に掲げる状況のいずれかに該当し、国家の利益に重大な損失を与えた場合、3年以下の有期徒刑又は拘役に処し、併せて又は単独の罰金を科し、国家の利益に特に重大な損失を与えた場合、3年以上7年以下の有期徒刑に処し、併せて罰金を科す。</p> <p>（1）本組織の営利業務を自分の親戚や友人に経営させた場合、</p> <p>（2）市場より明らかに高い価格で自己の親戚や友人が経営管理する組織から商品を購入し若しくはサービスを受け、又は市場より明らかに低い価格で自己の親戚・友人が経営管理する組織に商品を販売し若しくはサービスを提供した場合、</p> <p>（3）自分の親戚や友人が経営管理する組</p>

	<p>織から不合格の商品、又はサービスを<u>受け入れた場合。</u></p> <p><u>②その他の会社、企業の職員が法律、行政法規の規定に違反し、前項の行為を実施し、会社、企業の利益に重大な損失を与えた場合、前項の規定に基づき処罰する」に改正する。</u></p>
<p>第169条【国有資産不正換算売却罪】 国有会社、企業又はその上級主管部門の直接責任を負う管理者が、私情にとらわれて不正を働き、国有資産を低価格で株式化または低価格で売却し、国家利益に重大な損失を与えた場合、3年以下の有期徒刑または拘役に処する。国家利益に特に重大な損失を与えた場合、3年以上7年以下の有期徒刑に処する。</p>	<p>三、刑法第169条に第2項を増設し、同条を「①国有会社、企業又はその上級主管部門の直接責任を負う管理者が、私情にとらわれて不正を働き、国有資産を低価格で株式化又は低価格で売却し、国家利益に重大な損失を与えた場合、3年以下の有期徒刑又は拘役に処し、国家利益に特に重大な損失を与えた場合、3年以上7年以下の有期徒刑に処する。</p> <p><u>②その他の会社、企業の直接の責任を負う管理者が、私情にとらわれて不正を働き、会社、企業の資産を低価格で株式に割引又は低価格で売却し、会社、企業の利益に重大な損失を与えた場合、前項の規定に基づき処罰する」に改正する。</u></p>

上述の修正は主に次の考慮に基づく：

その一、憲法に則った平等な保護の実現

憲法第12条は、「社会主義の公共財産は神聖にして侵すことができない。国家は社会主義の公共財産を保護する。いかなる組織や個人がいかなる手段で国家の集団的財産を横領したり破壊したりすることも禁止する」と規定し、憲法第13条1項は、「公民の合法的な私有財産は侵されない」と規定している。憲法上、国有財産と集団財産は公共財産に属し、両者の「地位」は完全に平等である。国有会社、企業の財産を侵害する背任行為が犯罪を構成する以上、集団企業の財産を侵害する背任行為が犯罪を構成しないと主張する理由はない。1997年刑法の第165条、第166条、第169条はそれぞれ国有会社、企業関係者による同種業務不法経営罪、親戚友人不法図利罪、国有資産不正換算売却罪を規定した。長い間、上述の3種類の行為は国有会社、企業において典型的に現れていた。我が国の市場経済の発展、特に民営企業の成長に伴い、実践の中で民営企業内部の汚職罪にもいくつかの新しい状況や問題が現れている。これまで

資 料

国有会社、企業に対して規定されていた一部の背任による汚職罪は民間企業内でも現れ、増加しはじめており、刑法の規定をさらに整備する必要がある。

その二、罪名体系の整備、及び、罪刑のバランスの確保

今回の改正法は民間企業の汚職罪に対する刑法の規制範囲を拡大し、国有会社や企業にしか適用されていなかった背任罪を民間企業内にも拡大した。これまでの一部の司法実務においては、行為者の行為に相応した選択できる軽い犯罪がない場合であっても、司法機関が同人を処罰したいという意欲を抑えることができず、他の重い罪名を適用することで規制効果を実現しようとするところもあった。そのため、民間企業の内部腐敗事件では、行為者が職務横領罪によって処罰されることが多かった。例えば、最高人民検察院が発表した関連する典型的事例である「D テクノロジー会社のマーケティングセンター総監張氏、マネージャー羅氏の職務横領事件」においては、ある会社に勤務する行為者が「安く買って高く売る」方式により、自己が資本参加する他の会社の名義で勤務会社から商品を安く購入し、また高く販売したことが、最終的に職務横領罪と認定された。しかし、具体的な事件の内容を見ると、同種業務不法経営罪の犯罪構成に該当する。今回改正された3種類の企業背任罪に比べると、職務横領罪の法定最高刑は無期懲役と処罰が重い。改正法は、軽い犯罪が重い刑になってしまうという状況を回避するために有益である。

(2) 行動パターンの修正

以上の改正のほかに、「刑法改正法（十二）」の最大の改正は、刑法第165条の親戚友人不法図利罪について、親戚や友人が経営管理する組織と展開する経済取引において、商品の調達又は販売行為だけでなく、サービスの提供又は提供を受ける行為も、本罪を構成することが可能となった点にある。これは我が国の経済発展の現実に立脚し、第三次産業（サービス業）が経済構造に占める割合が上昇している現状に適應するための改正であり、刑事法の網を厳密にし、処罰の隙間を避けるのに有利である。

二 中国の商業賄賂罪の立法現状

(一) 立法規定

刑法典の商業賄賂罪に関する規定は、総則と各則に散見される。

総則における商業賄賂罪に関する規範は、主に、非公務員と公務員とを区別するための、第93条の「公務員の定義」に関する規定である。すなわち、「本法にいう公務員とは、国家機関において公務に従事する職員をいう。国有会社、企業、組織体、人民団体において公務に従事する職員及び国家機関、国有会社、企業、組織体から非国有会社、企業、組織体、社会团体に派遣され公務に従事する職員及びその他法律に基づいて公務に従事する職員は、公務員とみなす。」

もちろん、刑法総則と刑法各則は抽象と具体、一般と個別、普遍と特殊の関係にあり、総則は各則を指導、補充する。したがって、各則に規定された商業賄賂罪の具体的な構成要件、違法阻却事由、責任要件及び刑罰に対する理解とその内容の確定は、総則の規定によって指導されるべきである。また、商業賄賂罪に関する各則の規定が犯罪の構成要素の全てを完全に規定しているといえない場合には、総則の規定により補充される。

各則中の商業賄賂罪は、主に第3章社会主義市場経済の秩序を破壊する罪（第163条、第164条）及び第8章横領賄賂の罪（第385・386条、第387条、第388条、第389・390条、第391条、第392条、第393条）に規定されており、具体的な罪名はそれぞれ、非公務員収賄罪（第163条）、非公務員に対する贈賄罪（第164条）、外国公務員・国際公共団体役人に対する贈賄罪（第164条2項）、収賄罪（第385・386条、第388条）、組織体収賄罪（第387条）、贈賄罪（第389・390条）、組織体に対する贈賄罪（第391条）、賄賂仲介罪（第392条）、組織体贈賄罪（第393条）となっている。具体的な内容は次のとおりである：

1. 非公務員収賄罪

刑法第163条の規定によれば、本罪は、会社、企業又はその他の組織体の職員が職務上の便宜を利用して、他人の財物を要求し、又は他人の財物を不法に受領し、他人のために利益を得る行為で、その金額が比較的大きいものを指す。

資 料

(1) 行為の主体は(非国有) 会社、企業又はその他の組織体の職員である。「その他の組織体」には、組織体、社会団体、村民委員会、住民委員会などの常設的な組織のほか、スポーツ競技、芸能公演またはその他の政党活動のために設立された組織委員会、準備委員会、工事請負隊などの非常設的な組織も含まれる。ただし、国有会社、企業又はその他の国有組織体において公務に従事する職員及びその他の公務員が職務上の便宜を利用して賄賂を要求、收受した場合には、刑法第385条に規定されている収賄罪が成立する。

(2) 本罪の行為の内容は、職務上の便宜を利用して、比較的多額の財物を他人に要求又は他人から不法に收受し、他人のために利益を得ることである。職務上の便宜を利用すること、比較的多額の財物を要求又は不法に受領すること、他人のために利益を得ること、以上の3つの要件のいずれも欠くことはできない。最高人民検察院・公安部の「警察機関が管轄する刑事事件の立件・訴追基準に関する規定(二)」(以下、「立件・訴追基準規定」とする)によれば、行為者が要求または不法に收受した財物の価額が3万人民元以上であれば金額が比較的大きいものとして、立件・訴追しなければならない。本罪の「財物」には、金銭などの有体物だけでなく、住宅の改装や旅行費用の提供など、金銭的に計算できる財産的利益も含まれる。

(3) 責任要件は故意であり、行為者が自ら賄賂を要求・收受する行為によって職務行為の不可買収性を侵害する結果が発生することを認識し、かつ、そのような結果が発生することを希望又は放任したことが必要である。

2. 非公務員に対する贈賄罪

刑法第164条の規定によれば、本罪は、自然人又は組織体が不正な利益を図るために、会社、企業又はその他の組織体の職員に財物を与える行為で、その金額が比較的大きいものを指す。

(1) 行為主体は自然人又は組織体である。

(2) 客観的行為は、会社、企業又はその他の組織体の職員に財物を与える行為で、その金額が比較的大きいものでなければならない。「会社、企業又はその他の組織体の職員」は、非公務員の収賄罪におけるそれと同じ範囲である。2022年の「立件・訴追基準規定」によれば、個人が非公務員に3万元以上の賄

賂を贈った場合、及び、組織体が20万元以上の賄賂を贈った場合に、立件・訴追しなければならない。

(3) 責任要件は故意のほか、不正な利益を図るためであることが必要である。「不正な利益を図る」とは、贈賄者が得ようとする利益が法律、法規〔翻訳者註：行政部門が法律の授権により制定する、又は、地方人民代表大会が制定する法規範のこと〕、規則、政策の規定に違反すること、又は、会社、企業若しくはその他の組織体の職員が法律、法規、規則、政策、業界規範の規定に違反し自らのために援助や便宜を提供するよう要求することをいう。公務員に対する贈賄罪（第389条）の規定を参考にして、会社、企業又はその他の組織体の職員により強要され、財物を与えたとしても不当な利益を得なかった場合、犯罪の成立を認めるべきではない。

本罪を犯したとしても、贈賄者が訴追される前に贈賄行為を自発的に自白した場合、処罰を軽減又は免除することができる。

3. 外国公務員、国際公共団体職員に対する贈賄罪

刑法第164条2項の規定によれば、本罪は、不当な商業利益を得るために、外国の公務員又は国際公共団体の職員に財物を与える行為で、金額が比較的大きいものを指す。

(1) 行為主体は自然人でも組織体でもよい。行為の対象は外国の公務員又は国際公共団体の職員（「国連腐敗防止条約」に規定された範囲）である。「財物」には、金銭その他の有体物及び財産的利益が含まれる。

(2) 責任要件は故意のほか、不正な商業的利益を得るためであることが求められる。

(3) 本罪の処罰は、非公務員に対する贈賄罪の処罰と同じである。

賄賂罪は対向犯である。したがって、研究に値する問題として、中国国籍を有する国際公共団体の職員が中国国内で金品を受け取った場合（及び、その他の中国刑法の管轄に属する類似事件の場合）、どのように処理すべきかという点がある。一般的には、これらの場合、刑法第163条を適用して非公務員収賄罪の成立を認めてもよいと考えられている。

(4) 上記2と同様に、本罪を犯した場合であっても、贈賄者が訴追される前

資 料

に贈賄行為を自発的に自白した場合、処罰を軽減又は免除することができる。

4. 収賄罪

刑法第385条の規定によると、収賄罪とは、公務員が、職務上の便宜を利用して、他人の財物を要求する行為、または、他人の財物を不法に受け取って他人の利益を得ようとする行為をいう。なお、法定刑は第386条に定められている。

(1) 本罪は、行為主体を公務員とする身分犯であり、その範囲は刑法第93条の規定により定められている。非公務員が公務員と結託し、共謀して賄賂を受け取った場合、収賄罪の共犯として処罰される。

(2) 収賄行為として要求・收受するのは金品であり、その金品を「賄賂」という。賄賂は公務員の職務行為に対する不当な報酬であり、金銭その他の有体物及び財産的利益のほか、いわゆる性賄賂も含む。

(3) 賄賂の要求とは、賄賂の要求、要請及び脅迫〔翻訳者註：この順に徐々に態様が強くなる〕が含まれる。收受とは、贈賄者が自発的に賄賂を提供したときに、公務員がその賄賂を自己の所有物とする意思をもって受け取り、取得することをいう。2016年4月18日の「汚職事件処理の解釈」の規定によれば、収賄額が3万元以上の場合は「金額が比較的大きい」とし、刑事責任を追及しなければならない。

(4) 公務員が賄賂を要求する類型については、職務上の便宜を利用するだけで収賄罪が成立し、他人の利益を得ることは必要ではない。しかし、賄賂を收受する類型については、他人の利益を得ようとする場合のみ収賄罪が成立する。「汚職事件処理の解釈」第13条の規定によれば、次の状況のいずれかに該当する場合、「他人のために利益を得ようとする」と認定しなければならない。実際に他人のための利益を得た場合、他人のために利益を得ることを承諾した場合、他人に具体的な請託事項があることを明らかに知っている場合、又は職務遂行時に請託されていないものの事後的に当該職務遂行事由に基づいて他人から金品を受領した場合である。また、「他人の利益を得る」の「他人」とは贈賄者に限らず、贈賄者が指示・示唆した第三者である場合も含まれる。「利益」は、正当な利益でも不正な利益でもよい。

(5) 収賄行為は、職務上の便宜を利用して、その事前、事中、事後に他人に

賄賂を要求すること、又は、收受することである。公務員が要求又は收受した金品がその職務行為に関連していれば、職務上の便宜を利用したと認定することができる。

(6) 本罪の責任要件は故意である。行為者が、自ら賄賂を要求・收受する意思を持ち、かつ自己が要求・收受したものが職務行為の不当な報酬であること、及び、上記行為による職務行為の不可買収性の侵害を認識し、かつ、そのような結果発生を希望し（收受行為の場合は、他人の利益を得ようとすることの認識も必要となる）又は発生を放任する態度を示した場合に故意が認められる。

(7) あっせん収賄の規定もある。刑法第388条によれば、公務員が本人の職権又は地位によって形成された便宜を利用して、その他の公務員の職務上の行為を通じて請託者に不正な利益を図るために、同人に財物を要求し、又は、請託人から財物を收受した場合には、収賄として論ずる。

5. 組織体収賄罪

刑法第387条の規定によれば、本罪は、国家機関、国有会社、企業、組織体、人民団体が他人に財物を要求又は不法に收受し、他人のためにその利益を得ようとする行為で、情状が重いものを指す。

(1) 行為の主体は国家機関、国有会社、企業、組織体、人民団体であり、行為の内容は他人に財物を要求すること、又は、不法に受け取って組織体の所有とし、他人のためにその利益を図ることである。収賄罪と異なり、本罪の場合、賄賂の要求についても他人の利益を得ることが求められる。上述の組織が経済取引において、帳簿外でひそかに各種名義の割戻金や手数料を受け取った場合も収賄罪として処理する。

(2) 本罪が成立するには、情状が重いことも必要である。1999年最高人民檢察院の「人民檢察院が直接受理した立件捜査事件の立件基準に関する規定（試行）」（以下、「立件基準」とする）の規定に基づき、組織体の収賄額が10万元以上の場合、立件しなければならない。また、組織体の収賄額が10万円に満たなくとも、以下の特定の状況のいずれかがある場合も同様である。すなわち、関係の組織体、個人を故意に困らせ、脅迫し、悪影響を与えた場合、強制的に財物を要求する場合、国家又は社会の利益に重大な損失を被らせた場合である。

6. 贈賄罪

刑法第389条の規定によれば、本罪は不正な利益を図るために、公務員に財物を与える行為を指す。贈賄罪の保護法益は公務員の職務行為の不可買収性であると解されている。

(1) 不正な利益を図るために、公務員に財物を与えることが必要である。

(2) 責任要件として、まず故意が必要である。すなわち、行為者は、公務員に財物を与える自らの行為が公務員の職務行為の買収不能性を侵害することを知りながら、そのような結果が生じることを希望し、又は放任していなければならない。また、故意のほかに、上述の通り、「不正な利益を図るため」であることが必要である。

(3) 刑法典は「金額が大きいこと」を贈賄罪の犯罪成立要件として規定していないが、「収賄事件取扱解釈」第7条によれば、不正な利益を図るために公務員に賄賂を贈り、金額が3万元以上の場合、贈賄罪で刑事責任を追究しなければならないとされている。また、贈賄金額が1万元以上3万元未満であるが、特定の状況がある場合も贈賄罪で刑事責任を追究しなければならない。

(4) 刑法第389条2項は、「経済取引において、国の規定に違反して、公務員に財物を与え、金額が比較的大きい場合、又は国の規定に違反して、公務員に各種名目の割戻金、手数料を与えた場合は、贈賄として処罰する」と規定しているが、本項の適用についても、「不正な利益を図るため」ということが要求される。

(5) 刑法第389条3項は、「強要されたことにより、公務員に金品を与えたとしても、不当な利益を得なかった場合は、贈賄ではない」と定めている。

7. 組織体に対する贈賄罪

刑法第391条の規定によれば、本罪は、個人又は組織が不正な利益を図るために、国家機関、国有会社、企業、組織体、人民団体に財物を与え、又は経済取引において、国家の規定に違反し、各種名義の割戻金、手数料を与える行為である。「立件基準」によれば、組織体に対する贈賄の嫌疑があり、次の状況のいずれかに該当する場合、立件しなければならない。すなわち、(1) 個人の贈賄額が10万元以上、組織体の贈賄額が20万元以上の場合、(2) 個人の贈

賄賂額が10万元未満、組織体の贈賄額が10万元以上20万元未満であるが、特定の状況がある場合である。

8. 組織体贈賄罪

刑法第393条の規定によれば、本罪は、組織体が不正な利益を図るために公務員に財物を与え、又は国家の規定に違反して、公務員に割戻金、手数料を与える行為で、情状が重いものを指す。「立件基準」によれば、組織体による贈賄の嫌疑があり、次の状況のいずれかに該当する場合、立件しなければならない。(1) 組織体による贈賄額が20万元以上の場合、(2) 組織体が不正な利益を得るために贈賄し、金額が10万元以上20万元未満であるが、特定の状況がある場合である。

「刑法改正法(十二)」以前は、組織体贈賄罪と贈賄罪の法定刑の差は大きく、合理的な区分が必要であった。刑法第393条の規定によれば、贈賄によって取得した違法な利益が組織体ではなく個人に帰する場合、通常の贈賄罪として処罰すべきであり、組織体贈賄罪は成立しない。

9. 賄賂仲介罪

刑法第392条の規定によれば、本罪は、公務員への賄賂を仲介する行為で、情状が重いものを指す。本罪の構成要件は、贈賄者と公務員(収賄者)との間に入って、両者を引き合わせる、意思疎通させる、その他の仲介行為を行い、贈賄や収賄の実現を促すことである。非公務員や国家的でない組織体への賄賂を仲介しても、賄賂仲介罪は成立しない。贈賄側には何の限定もなく、公務員である必要はない。

賄賂仲介罪を犯した場合、3年以下の有期徒刑または拘役に処し、罰金を併科する。賄賂仲介者が訴追される前に自らの行為を自白した場合、処罰を減輕又は免除することができる。

(二) 立法の特徴

以上の立法の現状から見ると、中国の非公務性の賄賂罪と公務性の賄賂罪には罪名体系や処罰の内容・程度に大きな違いがある。とりわけ、国有会社、企業の収賄行為は収賄罪によって処罰される、すなわち、中国刑法の商業賄賂罪

資 料

体系においては、公有制経済と非公有制経済という二元的モデルが存在し、両者には保護の面で差異があることを意味している。

1. 罪名体系の比較

現在、中国の公務性の賄賂罪はすでに比較的完全な罪名体系が形成されており、贈賄と収賄という対向行為を中心に、行為の対象または行為の主体によって、自然人を主体とする自然人または組織体に対する贈・収賄犯罪、組織体を主体とする自然人または組織体に対する贈・収賄犯罪が大まかに形成されている。これに、影響力を持つ者に対する贈賄罪と影響力利用収賄罪、仲介型の賄賂仲介罪を増設することで、公職者への贈賄に対する規制を充実させようとしてきた。

これに対し、非公務性の賄賂については、自然人を行為主体又は行為対象とする賄賂犯罪が規定されているのみで、民間企業という組織体を行為主体又は行為対象とする賄賂犯罪は規定されていない。また、影響力利用収賄罪や賄賂仲介罪など、公務性の賄賂罪においては規制されている行為であっても、非公務性の賄賂罪においては規制されていない行為もある。また、第164条2項の外国公務員、国際公共団体役人に対する贈賄罪についても、対応する収賄罪が欠けている。以上のことから、中国の非公務性の商業賄賂罪は、「断片性」の特徴を明らかに示している⁽²⁾。

2. 法定刑の比較

全般的に、公務性の賄賂罪に比べて、非公務性の賄賂罪の法定刑は緩やかである。

「刑法改正法（十二）」以降、刑法第163条（非公務員収賄罪）の法定刑は、従来の「5年以下の有期徒刑又は拘役」と「5年以上の有期徒刑」の2段階から、「3年以下の有期徒刑又は拘役」、「3年以上10年以下の有期徒刑」、「10年以上の有期徒刑又は無期徒刑」の3段階に改正され、刑法第385・386条（収賄罪）の法定刑の段階とほぼ同じで、かつ量刑のランクも相対的に一致している。異なる点は、非公務員収賄罪には法定刑に死刑が設置されていないという点だけである。

しかし、第164条（非公務員に対する贈賄罪）と第389条（贈賄罪）を比較し

てみると、法定刑に大きな違いがある。非公務員に対する贈賄罪については、法定刑は、「金額が大きい」場合の「3年以下の有期徒刑または拘役」と、「金額が非常に大きい」場合の「3年以上10年以下の有期徒刑」という2段階に分かれている。一方、贈賄罪については、「刑法改正法（十二）」以降、第1段階の「3年以下の有期徒刑」、第2段階として「情状が重い」場合の「3年以上10年以下の有期徒刑」、第3段階として「情状が特に重い」の「10年以上の有期徒刑又は無期徒刑」という3段階の法定刑に分けられている。また、「汚職事件処理の解釈」第11条によると、実際上も、非公務員贈賄罪の2段階の法定刑は贈賄罪の前の2段階の法定刑とほぼ対応している。

三 中国における商業賄賂罪の課題

（一）立法課題

1. 国内商業賄賂罪の立法整備

（1）非公務性の賄賂の罪名体系の整備

前述の通り、公務性の賄賂罪と比較すると、非公務性の賄賂罪立法は断片化されているという特徴があり、組織体贈賄罪、組織体に対する贈賄罪、影響力を持つ者に対する贈賄罪、影響力利用贈賄罪及び賄賂仲介罪に対応する商業賄賂の罪名は乏しい。

「国連腐敗防止条約」においても、その第18条と第26条はいずれも影響力取引、法人取引について規定しており、特に影響力取引の関連規定では、影響力を有する主体について、条約は「公務員又はその他のいかなる者」と表現しており、非公務員を除外していない。本条約の締約国である我が国も、当然、履行プロセスを加速し、相応の行為を立法規制する義務がある。

また、第一次規範では、取引に影響を与える能力のある事業者や個人に賄賂を提供する行為など、一部の行為パターンが非公務性の賄賂の範疇に含まれているが、それらに刑法は対応していない。当初、不正競争防止法は、狭義の商業賄賂（非公務性の賄賂）を禁止する規定を設けており、同条の趣旨も「商業賄賂の禁止」と明記されていることから、商業賄賂の第一次規範であると考え

資 料

る理解もある⁽³⁾。2017年の改正後、同条においては、非公務性の賄賂（狭義の商業賄賂）とは、事業者が取引の機会や競争上の優位性を得るために取引の相手方や取引に影響を及ぼす能力のある事業者や個人に賄賂を提供する行為と定義されているが、このうち取引に影響を及ぼす能力のある事業者や個人に対して賄賂を提供する行為も、公務性の賄賂における第390条の1（影響力を持つ者に対する贈賄罪）に該当することは間違いない。

現在、非公務性の賄賂罪の体系整備をめくって、具体的な罪名と実現方式にはまだ多くの論争がある。例えば、組織体収賄罪と組織体贈賄罪について、行為の対象と主体に対する所有制の形式上の限定を取り除き、それを民間企業に拡大することを主張する学者もいれば、非国有組織体収賄罪の増設に反対する学者もいる⁽⁵⁾。紙幅の制限により、本稿は体系的な立法改善提案を提出することができない。しかし、明確なのは、非公務性の賄賂罪について新たな犯罪を増設することによってわが国の商業賄賂罪を改善することは、国際条約との整合という現実的な必要性と、第一次規範との連携の必要性に由来するものである。

（2）非公務性の賄賂罪の法定刑について

わが国の商業賄賂罪の法定刑について、贈賄罪の最低法定刑を引き下げて、収賄罪の法定刑とバランスをとる必要があるのではないかと考える。

収賄罪は贈賄罪より不法と責任が重いため、収賄罪の法定最高刑は贈賄罪よりも高い。にもかかわらず、「刑法改正法（十二）」以前は、贈賄罪の最初の2段階の法定刑と収賄罪のそれとでは軽重が逆転していたが、「刑法改正法（十二）」により贈賄罪の主刑が改正され、贈賄罪の最初の2段階の法定刑が、収賄罪の最初の2段階の法定刑と同一になった。すなわち、贈賄罪と収賄罪の基本（第1段階）の法定刑と第2段階の法定刑は、いずれも「3年以下の有期懲役または拘役」、「3年以上10年以下の有期懲役」である。したがって、収賄罪の法定最高刑である死刑の即時執行の適用の少なさも考慮すれば、「贈収賄の一斉捜査」が強調する贈賄犯罪に対する処罰の強化は、贈収賄にほぼ同じ法定刑を設けるという意味ではないかと解される。もっとも、法益保護の観点から見れば、非公務員である贈賄者の贈賄行為は国家行政の機能を直接的に破壊するものではなく、直接的な破壊は収賄罪の主体である公務員の職務上の便宜を

利用した行為によって行われる。そのため、収賄罪の方が、贈賄罪より不法が重いといえる。

2. 海外商業賄賂の立法整備

現在、我が国の海外商業賄賂罪に関わる規定は第164条第2項の外国公務員、国際公共団体の職員に対する贈賄罪のみであり、本罪を増設した直接の目的は「国連腐敗防止条約」の要求に応えることにある。2023年までに本罪の実際の適用例があるということは、本罪の設立には現実的意義があり、決して「象徴的立法」ではないことを示しているが、本罪については関連する司法解釈等が未だ示されておらず、実務上の更なる展開にとって不都合がある。同時に、中国企業の海外進出に伴い、海外での商業賄賂を効果的に規制するべきという現実的なニーズも高まっており、さらなる立法の整備の必要がある。

まず、外国公務員、国際公共団体職員の贈賄罪については、他国の「ロングアーム管轄権」に対応するために我が国の管轄範囲をさらに明確にすること、本罪の贈賄対象の範囲を明確にすること、「国連腐敗防止条約」を参考にした上で本罪の贈賄方式を適切に拡充すること、本罪の法定刑を適切に調整することが考慮されるべきである。⁽⁶⁾

一方、本罪とは別に、対向する外国公務員、国際公共団体職員の収賄罪の増設も検討すべきである。外国公務員、国際公共団体職員に対する贈賄行為よりも、通常、それに対向する収賄行為の方が本来危害性が高いということは、我が国の収賄の罪の法定刑が一般的に贈賄の罪よりも重いことからわかる。また、収賄罪の増設は「国連腐敗防止条約」の遵守の要求に適うだけでなく、国際刑事司法における協力関係を展開し、外国公務員、国際公共団体職員が受け取った賄賂を回収することにも有利である。⁽⁷⁾ もちろん、この罪を設けることによって、刑事管轄権の行使が困難になる場面に直面する可能性もある。

3. 終身刑制度の立法反省

2015年11月1日に施行された「刑法改正法（九）」第44条によって「終身刑」制度が規定された。すなわち、汚職の罪を犯し、金額が特に巨額であることを理由に死刑判決が下されたがその執行が猶予された場合、裁判所は、犯罪の情状などの状況に基づき、その死刑執行猶予期間が満了して法に基づき無期

資 料

懲役に減刑された後で、受刑者を終身刑とし、その減刑や仮釈放を認めないことを同時に決定することができる。終身刑制度の創設により、立法者は、死刑の即時執行の適用を制限し、終身刑を死刑のいわば代替措置とすることを意図している。また、死刑執行猶予と死刑即時執行の間にある刑罰の空白を終身刑の創設によって埋めることも意図されている。しかし、終身刑には、いまだに多くの理論的な疑問がある：

第一に、終身刑と憲法という観点である。我が国の憲法第38条によれば、「公民の人格の尊厳は侵されない」、すなわち、国家は個人を尊重しなければならないと規定されている。しかし終身刑は、犯罪者を消極的な一般予防のための道具として利用することであり、犯罪者が享受すべき人道的待遇を奪うもので、刑罰の人道化という現在の趨勢に反し、犯罪者の固有の人格の尊厳を侵害するものであり、憲法に抵触するものである。⁽⁸⁾

第二に、終身刑と刑罰の目的の観点である。終身刑は、刑罰執行による激励の効果を持たず、犯罪者の社会復帰の可能性を奪い、いかなる教育・矯正の効果も持たないという意味で、刑罰の特別予防目的に抵触する。また、再犯の可能性を奪うという点に関していえば、我が国の現実的な状況からみて、汚職や収賄を行った犯罪者には、事実上それらを再び犯す可能性はなく、また、他の悪質な犯罪を再犯する可能性も通常ない。⁽⁹⁾ また、一般予防についていえば、終身刑は厳罰主義の体系化であり、汚職者が追及を逃れるためにより綿密な計画を立てることなどにより生じる犯罪の暗数の存在が刑罰の確実性の低下を招き、かえって逆効果となる。⁽¹⁰⁾

第三に、終身刑の刑事執行の側面からいえば、終身刑の受刑者は減刑と仮釈放の可能性を完全に剝奪されるため、それらを通じて我が国の刑務所で実施されている数量化考査と激励メカニズムは同人に対する効力を失い、結果として、刑務所の管理の難易度や経済コストを大幅に増加させる。

第四に、終身刑を死刑の代替措置とするという観点である。一方で、終身刑は執行猶予付き死刑判決が下された特別重大汚職収賄罪のみに適用されるが、死刑執行の代替措置としての法律上の根拠はなく、司法実務に携わる者が死刑執行猶予付き判決の後で終身刑を決定することができるとしても、汚職賄賂の

罪を厳しく処罰するという現在の政策精神に反することは間違いない。他方で、終身刑は執行猶予付き死刑判決の刑執行方式であり、死刑制度の存在を前提としているので、終身刑が執行猶予付き死刑判決という死刑制度に代わる機能を果たすことは論理的にはできず、死刑が立法上廃止されれば、終身刑には規範的な立ち位置がなくなってしまう⁽¹¹⁾。

以上の理論上の疑問に対して、立法者は反省し、調整と応答をする必要がある。

4. 一般背任罪の創設に関する考察

「刑法改正法（十二）」は民営企業内部における特定の背任罪に該当する犯罪類型、すなわち刑法第165条の同種業務不法経営罪、第166条の親戚友人不法図利罪、第169条の国有資産不正換算売却罪などを増設した。このため、一般的な背任罪処罰規定を設けるべきかどうかをめぐって学界で議論が再開されている⁽¹²⁾。

一般的背任罪の支持者は、一部の特別背任犯罪だけでは、集団企業や民営企業の財産を保護することができず、私有財産をよりよく保護することもできないと考えている。反対者は、立法技術上、一般的背任罪の構成要件は罪刑法定原則の明確性の要求を満たすことが難しく、突然本罪を増設することは、本罪をポケット罪に転落させるだけであると主張している。

筆者も一般的背任罪の創設については否定的な立場である。法益保護は刑事立法の正当化の基礎とされることが多いが、立法者がある不正行為を犯罪化しようとする場合には、それだけに着目するのでは十分ではなく、刑法の最終手段性、罪刑法定の原則及び法律の明確性の原則など、立法者が守らなければならない準則がある。他の法律に比べ、刑法が刑罰を科すものである以上、刑事立法は法の安定性をより重視すべきであり、特に刑法改正の際には、相対的に謙抑的な態度をとるべきである。

まず、法益の保護については、一方で、法秩序の統一性の観点から、第一次規範で保護されない利益については、刑法も保護しない。したがって、法益保護が不十分であるという疑念がある場合には、第一次規範の中で、特定の利益が保護に値するかどうかを判断しなければならず、刑法の中だけで議論を進め、

資 料

犯罪化の決定を直接下すことはできない。他方、第一次規範が法益保護にとって十分でないからといって、それだけで刑法の処罰範囲を拡大する口実にはならず、第一次規範による解決の道筋を探り、その規定の整備をまず試みる必要がある。

第二に、企業経営者にとって、背任行為自体による損害は、背任行為が引き起こす連鎖反応による損害よりもはるかに小さい可能性がある。一般市民、特に川上から川下までの協力者や競争者は、刑事訴訟を通じて企業内の犯罪行為に気づくことがよくある。さらに、企業の外部者による企業に対する信用低下の問題がある。すなわち、背任行為の発覚によって企業内部の管理が混乱しているという状況が明らかになれば、企業の経営状況は必然的に影響を受け、ひいては企業の生存にすら影響を及ぼしうる。このような考えから、企業も犯罪者を告発するのではなく、別の方法で被害を回復しようとする傾向が強いようである。個人にとっては、窃盗や詐欺などの伝統的な金銭侵害犯罪に比べて、背任行為は「知り合い社会」の中で発生することが多く、行為者と被害者は半閉鎖的な人間関係の中にある。特定の雇用関係だけでなく、お互いの間に親族関係などの特別な信頼関係が存在することもあり、個人も刑法介入による権利救済を志向しないことが多いのかもしれない。したがって、一般背任罪を設定しても、大量の「犯罪暗数」が発生し、刑法の有効性に対する国民の信頼に影響を与える可能性がある。

最後に、一般背任罪については、その構成要件自体に克服しがたい不明確性があるため、一方で、本罪の適用の極度の拡大を招き、経済活動に不必要な阻害をもたらすおそれがある。他方で、構成要件の解釈作業にしても、刑事訴追作業にしても、その不明確性は、実務上極めて大きな負担を強いることになる。

したがって、一般的背任罪の創設については慎重に考え、第一次規範による周到な保護を積極的に模索すべきであると考えている。

(二) 司法課題

1. 非公務性の賄賂罪における立件基準と有罪判決基準

2022年4月29日、最高人民検察院、公安部は、改正された「立件・訴追基準
(阪大法学) 74 (2-252) 586 [2024.7]

規定」を公布し、その中で、非公務員の収賄罪について、「金額が3万元以上のものは、立件・訴追しなければならない」と規定した。また、非公務員に対する贈賄罪については、「個人の贈賄額が3万元以上の場合、組織体の贈賄額が20万元以上の場合、立件・訴追しなければならない」としている。2016年の「汚職事件処理の解釈」によると、個人の収賄・贈賄の金額が6万元以上又は特定の情状を備え、金額が2万元以上であれば、「金額が比較的大きい」という要求を満たし、非公務員収賄罪及び非公務員に対する贈賄罪を構成する。なお、同解釈は組織体による非公務員に対する贈賄罪の金額基準について規定していないため、実務上は、一般的に、以前の2010年5月7日の最高人民検察院・公安部の「立件・訴追基準規定」に定められた基準を参照していた。すなわち、組織体が実施した非公務員に対する贈賄の金額が20万元以上の場合、立件・訴追しなければならないこととなっていた⁽¹³⁾。

このように、上記規定間の相違点から、非公務性の賄賂のうち個人に関係するものについては、有罪判決基準と立件基準の金額上の不一致が認められる。2016年の司法解釈が引き続き有効である場合、2つの基準の関係をどのように解すべきか、この問題はいまだ全面的には議論されていない。ある見解によれば、有罪判決の基準と立件の基準は本来一致すべきであり、新たな訴追基準の規定はこれまでの司法解釈に対する矛盾であると考えられている⁽¹⁴⁾。

しかしながら、この見解について、筆者は以下の通り異議がある：

第一に、2010年に最高人民法院が公布した「経済犯罪裁判における〈警察機関管轄の刑事事件立件・訴追基準に関する最高人民検察院、公安部の規定（二）〉の参照・適用に関する通知」は、「最高人民法院が関連する経済犯罪の断罪量刑基準について規定していない場合、人民法院は経済犯罪事件を審理する際に、本通知の規定を参照・適用することができる」と指摘していることから、この通知によれば、関連する有罪判決・量刑基準が存在しない場合に限り、裁判所は立件基準を参照・適用することができる。ただし、「できる」という文言は、立件基準が裁判所の裁判業務に対して強制的効力を有しないことを意味する。同時に、全人代法工委員会が公布した「立法技術規範（試行）（一）」によると、「参照」とは「一般的に法律適用の範囲に直接組み入れられていな

資 料

いが、その範囲の論理的内包が自然に拡張された事項に属する」ことを意味し、立件基準と有罪判決・量刑基準との相違も示している。

第二に、立件基準が有罪判決基準より低い場合、警察、検察機関が立件した後、捜査を経て有罪判決基準に達しない事件は、事件を取り下げるか不起訴処分にするしかないため、より低い立件基準の方を最終的な有罪判決量刑の基準とすべきだという指摘がある。しかし、立件基準は刑事訴訟手続の開始の基準にすぎない。事件が刑事訴訟手続に入るには、警察機関又は検察機関が立件基準を参照し、事件の事実と資料について大まかな判断を行い、それによって刑事事件としてさらに調査を行うか否かを決定し、司法手続の空転を回避する必要から、立件基準に明らかに合致しない事件を訴訟手続から排除する。⁽¹⁵⁾一方、有罪判決・量刑基準は、行為者が犯罪を構成するか否か、どのような刑罰を科すべきかを決定する裁判所の判断根拠である。したがって、両者は実際に刑事訴訟手続の異なる時点で機能する。立件基準は事件が刑事訴訟手続に入るかどうかの初歩的なスクリーニングにすぎず、事件が刑事訴訟手続に入ったからといって、必然的に被疑者を有罪にしなければならないわけではない。さもなければ無罪推定の原則に反することになる。

第三に、民間企業の現実的な状況を考えると、立件基準が有罪判決の量刑基準を下回ることに一定の合理性がある。民間の経済活動の取引の複雑さ、明確な規範の不存在により、捜査機関による事件に対する検証が困難になり、行為者がいつでも財産を移転し、証拠を隠滅する可能性がある。したがって、比較的低い立件基準は、一定の証拠を把握した場合、警察機関が事件を立件することを可能にし、また、関連する封印、押収などの強制処分を採用することを可能にし、後続の盗品（賄賂罪であれば賄賂）や逃亡の追跡を便利にし、それらによって、民営企業の合法的権益の保護に資することを意味している。

2. 公職賄賂のうち賄賂仲介罪と収賄罪・贈賄罪の共犯者との関係

中国の新旧刑法は贈賄罪、収賄罪とともに賄賂仲介罪を規定しているが、これには、賄賂仲介罪と収賄罪・贈賄罪の共犯者はどのようにに区別されるのかという問題がある。賄賂仲介罪の法定最高刑は懲役3年であるが、贈賄罪と収賄罪の法定最高刑はそれぞれ無期懲役と死刑であり、両者を区別する意味がより

重要になっている。この点について、理論と実務で考え方が分かれている。

贈賄の補助や収賄の補助と評価できる行為は、賄賂の仲介ではなく、贈賄罪、収賄罪の共犯行為と認定すべきというのが筆者の見解である。

(三) 理論的課題

1. 収賄罪の保護法益

法益には構成要件解釈機能があり、司法機関は保護法益に基づいて構成要件を解釈し適用する。これまでわが国では、収賄罪の保護法益をめぐる学説上の多くの論争があり、収賄犯罪の既遂・未遂の区別、事前・事後収賄の成否などといった司法実務上の疑問点の解決にも影響を与えてきた。

収賄罪の保護法益については、現在、公務員の廉潔性、職務行為の不可買収性、職務行為の公正性と公衆の信頼といういくつかの主要な見解が存在している。

この点において、筆者は職務行為の不可買収性を保護法益とする立場をとっている。

廉潔性説は、わが国の立法上、汚職の罪と賄賂の罪が同じ犯罪として同じ法定刑で処罰される状態にあること（第383・386条参照）に立脚しているが、両者の不法性の違いが無視されている。同時に、廉潔性という概念はあまりにも曖昧で、往々にして循環論法に陥り、実務にとって有効な指導原理を提供することができない。

信頼説については、公衆の信頼というものは反射的利益にすぎず、独立の法益として保護されるものではないという問題がある。

公正説は立法的には支持されない。一方で、賄賂罪が職務行為の公正性ではなく、収賄の金額を量刑情状の主な考慮要素としている理由を説明できない。他方で、立法者が賄賂を受け取って適切に職権を行使した場合にも処罰の対象となる理由も説明できない。

職務行為の不可買収性についていえば、それは賄賂犯罪の「権錢取引」〔権力と金銭の対価関係〕という構造を的確に把握しており、現在の各法益の立場の中で我が国の立法と最も合致する観点である。ただし、立法者は「権力と金

資 料

銭の取引」の構造によって不可買収性の保護範囲を限定していることから、例えば「賄賂」を財産的利益に拡張することはできても「商業機会」に拡張することはできないという問題は残る。

収賄罪の保護法益をめぐっては、これまでも活発な議論がなされてきたが、実務の展開に応じて、さらに議論を深めていく必要がある。

従来の賄賂犯罪の保護法益に関する議論は、公務員に対する賄賂を中心に議論されてきたが、商業賄賂の文脈では、贈賄の対象となり不当な職権を行使する主体が非公務員であることが多い。非公務員は、国家を代表して公権力を行使しておらず、職務行為の廉潔性、不可買収性などは問題とならず、従来の保護法益論を商業賄賂罪の構成要件解釈に直接活用することはできない。このため、今後の議論では、統一的な賄賂犯罪体系の下で保護法益を議論するのか、それとも分野が異なる賄賂犯罪を明確に区別して個別に議論するのかを明確にしなければならない。

同様に、外国公務員、国際公共団体職員に対する贈賄罪についても問題がある。従来、我が国の一般的な議論の文脈において考えられてきた賄賂罪の保護法益（廉潔性、不可買収性、あるいは公正性）は、我が国の公務員を想定して考慮されてきたものであった。しかし、外国の公務員又は国際公共団体職員は、我が国の公務員ではないので、関連する贈収賄行為が我が国の行政機関の廉潔性を侵害するおそれはない。このため、国境を越えた賄賂犯罪に対しても、賄賂罪の保護法益を統合する必要があるのか、議論が必要である。

2. 「他人のために利益を得る」

立法者は、収賄罪、非公務員の収賄罪及び組織体の収賄罪において、「他人のために利益を得る」という要件を明確に規定しているが、同要件の意味と体系的な位置付けをどのように理解すべきかについても多くの論争が存在する。この論争は、賄賂犯罪の司法実務にも影響を与えており、例えば、職務行為が既に行われた後、事後的に賄賂を受け取った場合に賄賂犯罪を構成するか否かなどといった点に影響している。「他人のために利益を得る」とは、行為者が他人の利益を得るための行動に着手しなければならないことを意味すると考えれば、後から賄賂を受け取る行為は犯罪にはならない。一方、同要件について

職務行為（権力）と金品とを交換する合意を意味するだけと考えれば、事後的な収賄も犯罪になりうる。

筆者は、職務行為の不可買収性という保護法益の理解にもとづき、「他人のために利益を得る」といえるためには、行為者が実際に着手することは必要ではなく、行為者と他人との間で権力と金品との交換の合意があればよいと考えている。

法益保護の観点からいえば、立法者は危険犯の設置によって刑法の介入時点を早め、法益侵害の結果を防止することができる。これに対して、立法上、法益侵害の結果発生後に刑法の介入時点を遅らせることはできない。職務行為の不可買収性については、贈収賄者双方の合意のみでよく、行為者が実際に他人のために利益を得る行動に着手する必要はない。事後収賄の場合も、同様に財物と権力との間の対価関係が形成され、職務行為の不可買収性が侵害される⁽¹⁶⁾。

司法解釈に目を向けると、「汚職事件処理の解釈」第13条においても、「実際に他人のために利益を得ようとするもの、又は、他人のために利益を得ようとするものの承諾」が「他人のために利益を得ようとするもの」を構成すると規定されており、上記見解を肯定している。また、同解釈第17条は、「公務員が職務上の便宜を利用して他人の金品を受け取って他人の利益を得ようとした場合、収賄罪と刑法各則第3章第3節、第9章に規定する背任罪が併合される場合は、刑法に別段の定めがある場合を除き、収賄罪と背任罪を数罪併科する」と規定している。収賄罪の成立のために行為者が実際に他人の利益を得るために着手しなければならないと考えるのであれば、行為者のその後の職務執行も収賄罪の構成要件に該当することになる。その場合、行為者には一つの行為によって収賄と背任を実行したことになり、行為者に対して数罪を科すことは本来不可能となるはずである。

3. 「職務上の便宜を利用する」

立法者は、収賄罪、横領罪、職務横領罪など多くの各則の構成要件に「職務上の便宜の利用」の要件を規定している。同要件を客観的な構成要素としてどのように理解すべきかも、犯罪の成立範囲にある程度影響を与えている。

まず、収賄罪における「職務上の便宜」の範囲は、保護法益の観点から、横

資 料

領罪よりもはるかに広いと考えるのが理論的である。「職務上の便宜」の内容については、収賄罪と横領罪とで当然異なっており、横領罪における「職務上の便宜」は、犯罪の性質上当然に公共財産の不法占有〔領得〕に向けられているのに対し、賄賂犯罪における「職務上の便宜」の内容は「不当な利益の取得」に向けられている。後者の場合、公共財物の主管、管理という具体的な職務上の便宜に限られるわけではないので、当然範囲はより広くなる。

次に、「職務」をどのように理解するかについて、法律や行政法規などの法規範を職務の便宜を定める基準とするかどうかという点で、法定職権説と実際職権説の対立がある。私見によれば、収賄罪における職権を法定職権に限定すべきではないと考える。すべての権限を法規範で定めておくことは不可能であり、実務上個人の権限の範囲は法規範に規定されたものよりも広いことが多い。特に、職務行為の不可買収性からは、法規範に基づく権限ではなくても、行為者が公権力を利用して売り渡したといえれば、職務行為の不可買収性を侵害することになる。贈賄者の視点からいえば、贈賄者は収賄者が利用する職務上の便宜に法定の授権があるか否かに関心を持っておらず、収賄者が不法な利益をもたらすことができるか否かに関心を持っている。収賄者の「職務上の便宜」が法定職権に限定されているとすれば、贈賄者には贈賄罪が成立しても、収賄者には犯罪が成立しない場合が出てくるということになり、公務員に対する厳格な要求を満たすことができない。

もっとも、職務行為に一般的な法的根拠は必要であり、行政に関係のない行為は私人行為に該当し、贈収賄の対象とはならない。ただし、その法的根拠は一般的なものであればよく、具体的または個別的なものである必要はない。それ以外に、違法行為であっても、職務に関連性があると認められる場合は、職務に違反して行われた行為と見なされるべきである。

この見解は我が国の司法においても支持されている。最高人民法院が編集した「職務犯罪審判ガイドブック」には、次のような事例が収録されている。行為者が村委員会主任として、二つの職能を有していた。一つは政府の行政管理を補助する職能であり、この職能は行政的性質を持つと見なされ、もう一つは村の集団事務を管理する職能であり、これは行政的性質を持たないと見なされ

た。最終的に裁判所は、行為者が前者の職能を利用して賄賂を受け取った場合のみ収賄罪が成立し、それ以外の場合は非国家公務員による収賄罪が成立すると判断している。

四 おわりに

刑事立法活動については、政治活動と社会対策の側面と、法律技術の問題の側面がある。刑法の適用範囲の拡張という大きな背景の下で、政治的言説や政策による方向付けに直面していることから、刑法は純粹に法律システム内在的な側面のみから立法問題について討論することはできない。一方で、立法の営為は刑事政策の再記述にとどまることなく、異なる言語体系間の疎通を試みる必要がある。すなわち、マクロ的価値の面から立法者の考慮を検討する必要があり、ミクロ的な法律技術の面から立法の実効性を考察する必要もある。ここ数年来、「民営経済の平等保護」と「贈収賄の一斉捜査」という政策の方向性に基づいて、法改正によって、中国の民営企業の財産権に対する刑法の保護は徐々に強化されてきた。それに応じて、商業賄賂罪に対して、現行法から更なる改正をする必要があるかどうか、必要な場合にどのような内容・形式の改正とするか、刑法理論の側面からは、立法活動の政治的考慮と教義学内部の技術的考慮を統合し、立法者に理解可能で、かつ実効性のある改正提案を提出する必要がある。

- (1) 1993年の「中華人民共和国反不正当竞争法」第7条は以下のように規定している。

「経営者は、取引の機会または競争上の優位性を得るために、次の組織体または個人に対して財物その他の手段を用いて賄賂を贈ってはならない。

- (一) 取引相手方の職員；
- (二) 取引相手方に委託されて関連業務を処理する組織体または個人；
- (三) 職権または影響力を利用して取引に影響を与える組織体または個人。

2 経営者は取引活動において、明示的に取引相手方に対して割戻金を支払うこと、または仲介者に対して手数料を支払うことができる。経営者が取引相手方に対して割戻金を支払い、仲介者に対して手数料を支払う場合、これを正確に帳簿

資 料

に記載しなければならない。割戻金や手数料を受け取る経営者もまた、これを正確に帳簿に記載しなければならない。

3 経営者の職員が賄賂を行った贈った場合、それは経営者の行為とみなされる。ただし、経営者とその職員の行為が事業者の取引機会または競争上の優位性を得るためのものではないことを証明する証拠を有する場合は、この限りではない。」

- (2) 李本燦「非国家工作員贈賄罪に対する立法論的思考」国家検事学院学報2021年第3号118頁を参照。
- (3) 李世陽「賄賂犯罪の差順法益構造について」政治与法律2022年第8号75頁を参照。
- (4) 周振傑「民営経済刑法の平等保護の体系化思考」政法論叢2019年第1号134頁を参照。
- (5) 蘇雄華「我が国の単位賄賂犯罪体系の立法反省と改革経路」法学フォーラム2020年第5号114頁を参照。
- (6) 練泰霖＝于改之「我が国の海外商業賄賂犯罪に対する立法整備について」山東大学学報（哲学社会科学版）2020年第6号154-155頁を参照。
- (7) 蘇雄華「我が国の単位賄賂犯罪体系の立法反省と改革経路」法学フォーラム2020年第5号114頁を参照。
- (8) 張明楷「憲法と刑法の循環解釈」法学評論」2019年第1期25頁を参照。また、孫国祥『汚職賄賂犯罪研究（下巻）』（中国人民大学出版社、2018年）1219頁。
- (9) 車浩「刑事立法の法教義学的反省——〈刑法改正法（九）〉に基づく分析」法学2015年第10号8頁を参照。
- (10) 呉玉萍「終身監禁の正当性の検討」法学2020年第1号80-81頁を参照。
- (11) 張永強「終身監禁死刑代替機能の立法反省」現代法学2020年第2号200-201頁を参照。
- (12) 張明楷「刑法改正の原則と技術—兼論〈刑法改正法（十二）（草案）〉の完備」中国刑事法雑誌2023年第5号10頁を参照。また、張梓軒「背任罪：源起、流變及び現状」荆楚法学2023年第6期147頁、柏浪濤「我が国は当面一般性背任罪を増設すべきではない」湖湘法学評論2024年第1号11-15頁。
- (13) 李本燦「非公務員贈賄罪に対する立法論的思考」国家検事学院学報2021年第3号115頁を参照。
- (14) 張兆松＝趙璐「非公務員汚職賄賂の断罪金額基準の重大な改正——新〈立件・訴追基準（二）〉の評価・分析」山東警察学院学報2022年第3期11頁を参照。
- (15) 朱良「刑事立件基準の三重の意味」貴州社会科学2022年第3号98頁を参照。
- (16) 張明楷「収賄罪の保護法益」法学研究2018年第1期153頁を参照。